

山都町有機JAS認証補助金交付事業

有機JAS認証の定着と取得拡大を図り、安心安全の農業を推進するため、有機JAS認証に係る経費を補助します。

【対象者】

- ・山都町内に住所を有する者
- ・令和3年度に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、新規又は継続して有機JASの認定を受けた者（その者が団体にあつてはその構成員）

【交付額】（定額）

新規取得者：上限5万円 継続者：上限3万円

【対象経費】

認定機関における有機農産物（生産行程管理者）の認証に係る経費

- ・認定事業者の年次調査結果の判定を含む
- ・審査員の宿泊費、交通費を含む（審査員が同時に複数の調査を行った場合は、認証申請者で案分）

【提出書類】

- ・補助金交付申請書及び実績報告書
- ・当該年度に登録認定機関により交付された有機JASの認定証又は年次調査結果の証明書の写し
- ・有機JAS認証を受けているほ場の一覧がわかる書類の写し
- ・有機JAS認定申請料等の領収書の写し※明細がわかる書類を添付
- ・振込先口座が確認できるものの写し